

# 「施策実施に関する確認メモ」を遵守し、

# 安全で質の高い輸送サービスを提供できる施策を創り出す中央本部見解

申7号「京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成に関する緊急解明申し入れ」は、10月2日の第4回交渉で改めて「施策実施に関する確認メモ」を労使が責任を持って遵守することを確認し、全ての項目に関する議論を終了しました。今交渉を支えていただいた全組合員の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

交渉では、これまで京浜東北線を担当する各区が果たしてきた役割の変化や、地方交渉で明確にならなかった下十条運転区の先行廃止理由、区所再編によって想定できる運転整理や異常時の輸送力確保などの問題について多くの議論を交わしました。しかし、会社は「輸送の安定性向上のために、輸送段差が大きい箇所に車両と乗務員を集中配置する」「区所削減により区所間の調整業務が減ることは結果として輸送の安定性に寄与する」という回答を繰り返すのみで、施策に正面から向き合い、課題解決に向けて努力している職場からの具体的な質問事項に十分な回答は示されませんでした。また、「東十条駅留置車両を南浦和駅へ集約する余裕がない」という職場の指摘は、会社の施策立案能力の劣化を示すものであり、その後も「東十条駅の車両留置は今後も必要」と回答し、最終的には「全体のメリットの中で課題は飲み込むことができる」と回答は二転三転し、具体的に検討されていないことが明らかになり、交渉は平行線で終了しました。解明交渉を通じて明らかになったことは、現実に発生している諸問題から区所再編を行うのではなく、あらかじめ決められた目的を達成するためだけの再編であり、今そのまま施策が実施されれば、線区全体の輸送品質低下は避けられません。

さらに会社は、「さいたま車掌区（仮称）に数十名規模の車掌の異動と行路移管をおこなう」という新たな考え方を第2回交渉で突如提示し、第3回交渉では「実施時期を平成27年3月とする」としました。また、磯子に建設予定の横浜運輸区（仮称）の津波や火災対策については、新たに「庁舎の嵩上げ」という対策は示されたものの、「磯子駅跨線橋の耐震対策は新庁舎建設までに調査する」「磯子駅電留線にある乗務員宿泊所の津波対策は今後検討する」など、社員や乗客の命を脅かしかねない事態に対処していないことも明らかになりました。

私たちが、申7号交渉で一貫して会社に求めてきたことは、「施策実施の目的と現実の整合性」です。しかし、計4回、交渉時間は22時間を超えた団体交渉が終了した現在においても、整合性が明確にならないばかりか、「施策実施に関する確認メモ」にある「解明交渉等を通じて全体スケジュールに対する労使の共通認識」も一致できていません。そのような中、10月7日、8日にかけて、会社は団体交渉で「女性の配置拡大は施策の一つ」「施策を通じて女性の配置は可能になる」とした施策の目的があるにも関わらず、本部・本社間において全体スケジュールが確認されていないまま、東神奈川車掌区（横浜支社）、浦和車掌区（大宮支社）への女性車掌の異動内命を一方的におこないました。この事は、交渉での確認事項を逸脱するばかりか、全体スケジュールの共通認識が図れていない中で、施策の個別スケジュールを先行させた明確な「確認メモ違反」です。

さらに、「JR東日本の旅行業を『株』びゅうトラベルサービスへ移管する」という内容が、組合に対する提案もない中で現場長から社員に話されていることが発覚しました。この内容は、旅行業を担ってきたびゅうプラザだけではなく、営業職場全体の将来を左右する重大な問題です。にもかかわらず、「施策実施に関する確認メモ」で労使が確認してきた施策実施に向けた労使の合意形成を逸脱し、労使議論をおこなわないまま職場に明らかにされたことは、職場に大変な混乱をもたらすものです。この事は、「京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成」に伴う労働組合との協議を無視し、社員説明を先行させた事象と同様であり、これも明らかな「確認メモ違反」です。

## 全組合員に訴えます!!

JR東労組は、相次ぐ「施策実施に関する確認メモ違反」を断じて認めることはできません。

私たちは、正常な施策実施を求めて、解明交渉に真摯に向き合ってきました。解明交渉の中で会社が考え方を明確に示せない実態や、解明交渉の中で明らかにした考え方が途中で変更されるという事態は前代未聞です。

「施策」とは、会社が検討に検討を重ねた上で組合に提案するものです。会社には、施策に対する説明責任があります。これを果たすこともせず、労働組合との合意形成を形骸化することは許されるものではありません。

JR東労組は、改めて「施策実施に関する確認メモ」の遵守を会社に強く求めます。同時に、「施策実施に関する確認メモ」を遵守させるために、職場から申7号交渉で明らかになった会社の姿勢と、確認メモ違反の事実について全組合員の議論を要請します。そして、安全を大前提に、質の高い輸送サービスが提供できる施策を実現するために全組合員で闘い抜こう!!